

1 取り組み状況

(1)美幌町いじめ防止基本方針

- ・平成27年6月策定

(2)美幌町いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ・平成27年6月設置（年2回開催）

- ・委員長 指導主事

構成学校：5学校長

学識経験者：指導主事、教育専門相談員、不登校問題相談員

青少年育成専門推進員、生涯学習推進員

2 いじめの状況

(1)H25～27年度 いじめの認知件数

	H25	H26	H27
小学校	0	0	2
中学校	0	0	0
計	0	0	2

(2)H28年度 いじめの認知件数(6月調査)

	認知件数	うち解消件数	継続支援件数
小学校	34	34	0
中学校	2	1	1
計	36	35	1

※ H28年度は「いじめ防止対策推進法」による法律上の「いじめの定義」が変更となったことにより、大幅な認知件数の増加。

「いじめの定義」が児童生徒が児童生徒どうしで、学校生活等で生じる児童生徒間のトラブルで、心理的又は物理的な影響を与える行為は、すべて「いじめ」とであると規定されたことより、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても遺漏無く認知件数に計上。

3 いじめの態様

(1)H28年度 いじめの対応状況報告より(複数選択あり)

		小学校	中学校
いじめの態様	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	13	2
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	13	0
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	12	0
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1	0
	その他	4	0

4 いじめの発見・相談相手

(1)H28年度 いじめの対応状況報告より(複数選択あり)

			小 学 校	中 学 校
いじめの発見の きっかけ	学校の教職員等が発見	学級担任が発見	0	1
		アンケート調査などの学校の取組により発見	34	0
	学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え	0	1
いじめられた児童生徒の相談の 状況	学級担任に相談		34	2
	保護者や家族等に相談		0	1

5 「いじめ」の定義の変遷

- ① 平成17年度以前 自分より弱いものに対して一方的に、身体的心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。
- ② 平成18年度～ 当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
- ③ 平成25年10月策定「いじめ防止対策推進法」第2条
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。